

変更年月日	変更に係る事項	
	変更後	変更前
	<b>【セブンカード（一般法人用）規約・規定集 （会員情報の取扱いに関する重要事項を含む）】</b>	
	<b>本文</b>	
令和8年3月31日	<p>第2条（法人会員とカード使用者）</p> <p>6. 法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除きます。以下本項において同じとします。）に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含みます。以下同じとします。）を使用して、本規約に基づくカード利用（ショッピング利用（第19条に定めるものをいいます。以下同じとします。）<u>第6条の2第4項に定めるWEBサービス等</u>、および第7条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等を行うことが可能となった場合、当該行為を含みます。以下同じとします。）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第29条第4項所定の方法によりカード使用者によるカード使用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</p>	<p>第2条（法人会員とカード使用者）</p> <p>6. 法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除きます。以下本項において同じとします。）に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含みます。以下同じとします。）を使用して、本規約に基づくカード利用（ショッピング利用（第19条に定めるものをいいます。以下同じとします。）および第7条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等を行うことが可能となった場合、当該行為を含みます。以下同じとします。）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第29条第4項所定の方法によりカード使用者によるカード使用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</p>
令和8年3月31日	<p>第6条の2（WEBサービス等）</p> <p><u>1. 当社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、当社所定のWEBサービスである「MyJCB」および当社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他当社所定の方法による本人認証を行うサービスをいいます。）であ</u></p>	<p>第6条の2（WEBサービス等） （新設）</p>

	<p><u>る「J/Secure (TM)」(以下、あわせて「MyJCB等」といいます。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員については、MyJCB等を利用する必要はありません。</u></p> <p><u>2. MyJCB等の利用に関しては、当社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure (TM) 利用者規定」が適用されるものとします。</u></p> <p><u>3. 会員が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」(「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。)を利用しない場合、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</u></p> <p><u>4. 会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス(「MyJチェック」等を含むが、それらに限りません。以下同じ。以下、MyJCB等とその他のWEBサービスとをあわせて「WEBサービス等」といいます。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。</u></p> <p><u>5. 会員は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、当社所定の方法により、それらを届け出るものとし、JCBまたは当社から送信されるEメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。</u></p> <p><u>6. 会員は、当社に届け出た Eメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに当社所定の届出を行うものとします。</u></p> <p><u>7. 会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、当社、JCB の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。</u></p>	
--	---	--

令和8年3月31日	第7条（付帯サービス等）	第7条（付帯サービス等） 4. 会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEBサービス（「MyJCB」「MyJチェック」等を含みますが、これらに限りません。以下同じとします。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、一部のカードについてはこの限りではありません。なお、法人会員とカード使用者ではWEBサービスの利用内容が異なります。会員は、入会または入会后遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当社所定の手続きをとり、当該登録を維持するよう努めるものとします。
令和8年3月31日	同条 4. 会員は、当社またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当社またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。	同条 5. 会員は、当社またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当社またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。
令和8年3月31日	第19条（ショッピングの利用） 7. (4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは本人認証サービスを利用するためのパスワードの入力その他当社が別に定める本人認証手続きを求めめる場合があります。当該ショッピング利用の申込者がセキュリティコードまたは本人認証サービスを利用するためのパスワードを誤って入力した場合、 <u>その他当社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合</u> 、カード使用者によるカード使用を一定期間制限することがあります。	第19条（ショッピングの利用） 7. (4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは本人認証サービスを利用するためのパスワードの入力その他当社が別に定める操作を求めめる場合があります。当該ショッピング利用の申込者がセキュリティコードまたは本人認証サービスを利用するためのパスワードを誤って入力した場合、カード使用者によるカード使用を一定期間制限することがあります。
令和8年3月31日	同条 11. 貴金属、金券類、プリペイド型、 <u>ポストペイ型等の電子マネー</u> 、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限りません。）、パソコン、 <u>射幸性のある商品等</u> 、 <u>その他当社所定の一部の商品・権利</u> の購入および <u>役務の提供</u> 等については、第17条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、 <u>本会員の信用状況または会員の</u>	同条 11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限りません。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第16条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カード利用できない場合があります。

	<p><u>カード利用状況その他の事情により、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。</u></p>	
令和8年3月31日	<p>第23条（約定支払日と口座振替） 5. 第2項から前項の換算レートおよび換算方法は、原則としてJCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に<u>当社が指定した料率（当社が別途公表します。）を加算したものとします。</u>なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合は、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p>	<p>第23条（約定支払日と口座振替） 5. 第2項から前項の換算レートおよび換算方法は、原則としてJCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合は、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p>
令和8年3月31日	<p>第24条（明細） 当社は、当社所定の方法（法人会員が「MyJチェック」に登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」といいます。）を法人会員に通知します。当社は、法人会員が「MyJチェック」に登録している場合、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</p>	<p>第24条（明細） 当社は、当社所定の方法（法人会員が「MyJCB」および「MyJチェック」に登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」といいます。）を法人会員に通知します。当社は、法人会員が「MyJCB」および「MyJチェック」に登録している場合、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</p>
令和8年3月31日	<p>第28条の2（取引の制限等） 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用を含みますが、これらに限りません。以下同じとします。）を停止し、または制限する（<u>一部の加盟店においてのみ、カード利用できない場合を含みます。</u>）場合があります。</p>	<p>第28条の2（取引の制限等） 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用を含みますが、これらに限りません。以下同じとします。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、支払責</p>

	す。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、支払責任者のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。	任者のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。
令和8年3月31日	同条 <u>(6)第19条第11項に該当した場合</u>	同条 (6)(新設)
令和8年3月31日	同条 (7)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合	同条 (6)(項番修正)

	会員情報の取扱いに関する重要事項	
令和8年3月31日	第5条 個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等	第5条 個人信用情報機関の利用および登録
令和8年3月31日	同条 1. 代表使用者および代表使用者として入会を申込みされた方（以下総称して「代表使用者等」といいます。）ならびに個人事業主会員および個人事業主会員として入会を申込みされた方（以下総称して「個人事業主会員等」といい、「代表使用者等」と「個人事業主会員等」をあわせて「代表者等」といいます。）は、当社が利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟事業者」といいます。）に対する当該情報の提供を業とする者をいいます。以下同じ。）が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等について以下のことに同意するものとします。	同条 1. 代表使用者および代表使用者として入会を申込みされた方（以下総称して「代表使用者等」といいます。）ならびに個人事業主会員および個人事業主会員として入会を申込みされた方（以下総称して「個人事業主会員等」といい、「代表使用者等」と「個人事業主会員等」をあわせて「代表者等」といいます。）は、当社が利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員」といいます。）に対する当該情報の提供を業とする者。）について以下のとおり同意するものとします。
令和8年3月31日	同条 1. (1) 代表者等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記番号等、住所等）を当社が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」といいます。）に提供し、代表者等に関する信用情報（(4)①に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれらの個人信用情報機関に照会すること。	同条 1. (1) 代表者等の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」といいます。）に照会し、代表者等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報等、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。
令和8年3月31日	同条 1. (2) (1)の照会により、これらの個人信用情報機関に代表者等および代表者等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の	同条 1. (2) 加盟個人信用情報機関に、代表者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が、第

	<p><u>提供を受け、代表者等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。</u></p>	<p>3項の表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人情報情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、当該加盟会員の自己の与信取引上の判断（代表者等の支払能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限ります。）のために利用されること。</p>
令和8年3月31日	<p>同条</p> <p>1. <u>(3)当社が代表者等の本契約に関する信用情報である個人情報（第3項の「登録情報および登録期間」表（以下「登録情報・期間表」という。）に列挙する情報等をいう。）を、加盟個人情報情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人情報情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。</u></p>	<p>同条</p> <p>1. (3) (新設)</p>
令和8年3月31日	<p>同条</p> <p>1. <u>(4)加盟個人情報情報機関が、当該機関および提携個人情報情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。</u></p> <p><u>①加盟個人情報情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含む。）を保有します。</u></p> <p><u>ア.(3)により、当社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報</u></p> <p><u>イ.加盟個人情報情報機関が収集した上記ア以外の情報</u></p> <p><u>ウ.加盟個人情報情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報</u></p> <p><u>②加盟個人情報情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。</u></p> <p><u>ア.信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理</u></p> <p><u>イ.信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</u></p>	<p>同条</p> <p>1. (4) (新設)</p>

	<p>ウ.③に基づく信用情報の提供  <u>③加盟個人情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。</u>  <u>また、加盟個人情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。</u>加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（<u>顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力</u>の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法<u>または</u>貸金業法等に<u>基づき加盟事業者が個人情報機関から提供を受ける</u>情報については、<u>支払能力・返済能力</u>の調査の目的に限ります。）のために利用<u>し</u>  <u>ます。</u></p>	
<p>令和8年3月31日</p>	<p>同条  1. (5) 前号により加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、<u>加盟事業者</u>に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報機関および当該機関の<u>加盟事業者</u>が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p>	<p>同条  1. (3) 前号により加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p>

<p>令和8年3月31日</p>	<p>[加盟個人情報情報機関] 株式会社シー・アイ・シー (CIC) (貸金業法・割賦販売法に基づく指定個人情報機関)</p> <p><u>(ナビダイヤルマーク入る)</u> <u>☎0570-666-414 (ナビダイヤル)</u> https://www.cic.co.jp/ 株式会社日本信用情報機構 (JICC) <u>(貸金業法に基づく指定個人情報機関)</u> (ナビダイヤルマーク入る) ☎0570-055-955 (ナビダイヤル) https://www.jicc.co.jp/</p>	<p>[加盟個人情報情報機関] 株式会社シー・アイ・シー (CIC) (貸金業法・割賦販売法に基づく指定個人情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 (フリーダイヤルマーク入る)0120-810-414 (フリーダイヤル) https://www.cic.co.jp/ 株式会社日本信用情報機構 (JICC) 〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目4番1号 芝パークビルB館4階 (ナビダイヤルマーク入る) 0570-055-955 (ナビダイヤル) https://www.jicc.co.jp/</p>																		
<p>変更後</p>																				
<p>令和8年3月31日</p>	<p>3. 加盟個人情報情報機関への登録情報と登録期間は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="518 1003 1276 1653"> <thead> <tr> <th></th> <th>C I C</th> <th>J I C C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① <u>本人を特定するための情報 (氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先・本人確認書類の記号番号)</u></td> <td colspan="2">左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>② <u>本契約の申し込みに係る事実 (加盟個人情報情報機関への照会日、契約の種類等)</u></td> <td>当該照会より6カ月間</td> <td>当該照会より6カ月間</td> </tr> <tr> <td>③ <u>本契約に係る事実 (入会年月日・利用可能枠・貸付残高・割賦残高・年間請求予定額等の本契約の内容、<u>支払い状況</u>、債務の支払いを延滞した事実等)</u></td> <td colspan="2">契約期間中および契約終了日 (完済していない場合は完済日) から5年以内</td> </tr> <tr> <td>④ 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</td> <td colspan="2">当該調査中の期間</td> </tr> <tr> <td>⑤ 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報</td> <td colspan="2">登録日より5年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>上表</u>のうち、個人情報情報機関が独自に収集し、登録するものは④⑤となります。</p> <p>※<u>上表</u>のほか、C I CおよびJ I C Cについては支払停止の抗弁の申し出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※<u>上表</u>のほか、J I C Cについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内 (入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内登録されます。</p>			C I C	J I C C	① <u>本人を特定するための情報 (氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先・本人確認書類の記号番号)</u>	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間		② <u>本契約の申し込みに係る事実 (加盟個人情報情報機関への照会日、契約の種類等)</u>	当該照会より6カ月間	当該照会より6カ月間	③ <u>本契約に係る事実 (入会年月日・利用可能枠・貸付残高・割賦残高・年間請求予定額等の本契約の内容、<u>支払い状況</u>、債務の支払いを延滞した事実等)</u>	契約期間中および契約終了日 (完済していない場合は完済日) から5年以内		④ 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		⑤ 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	
	C I C	J I C C																		
① <u>本人を特定するための情報 (氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先・本人確認書類の記号番号)</u>	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間																			
② <u>本契約の申し込みに係る事実 (加盟個人情報情報機関への照会日、契約の種類等)</u>	当該照会より6カ月間	当該照会より6カ月間																		
③ <u>本契約に係る事実 (入会年月日・利用可能枠・貸付残高・割賦残高・年間請求予定額等の本契約の内容、<u>支払い状況</u>、債務の支払いを延滞した事実等)</u>	契約期間中および契約終了日 (完済していない場合は完済日) から5年以内																			
④ 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間																			
⑤ 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内																			

変更前		
3. 加盟個人信用情報機関への登録情報と登録期間は以下のとおりです。		
	C I C	J I C C
① 氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・運転免許証等の番号・本人確認書類の記号番号等の本人を特定するための情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間	
② 加盟個人信用情報機関を利用した日 および本契約に係る申込みの事実	当該利用より6カ月間	当該利用より6カ月間
③ 入会年月日・利用可能枠・貸付残高・割賦残高・年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、延滞解消、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	
④ 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑤ 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	
<p>※前表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは④⑤となります。</p> <p>※前表のほか、CICおよびJICCについては、支払停止の抗弁の申し出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※前表のほか、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内（入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内）、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内登録されます。</p>		